

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	姫路獨協大学	科目名	リーガル・クリニック
配当年次	3年次	単位数	2単位
必修・選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修	選択必修の場合		
受講学生数 (2007年度前期)	(後期開講)	受講学生数 (2007年度後期)	1名
担当教員数	研究者教員 (0) 名、実務家教員 (1) 名 + 非常勤講師1名		
研究者教員 の関与の仕方	法律事務所等について		
① クリニック実施のための法律事務所 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ② 事務所名称 () ③ 登録弁護士 a 専任教員 () 名、非常勤 () 名、教員外 () 名 b 研究者教員 () 名、実務家教員 () 名 ④ クリニック実施のための法律相談所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ⑤ 相談所名称 (リーガル・クリニック室) ⑥ 相談所の具体的なあり方 (学内に相談専用の部屋を設けているが、常駐の職員はいない。)			
取り扱い分野			
民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 特に定めていない ・ その他 ()			
除外分野 (係争年の事件及び職務相談) ()			
学生が関与する内容			
() ○) 法律相談 (1回限りのみ) ()) 法律相談 (継続相談を含む) ()) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成 ()) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く) ()) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 ()) その他 ()			
法律相談への学生の関与形態		()) 傍聴のみで原則として発言しない ()) 弁護士の許可を得て適宜発言などの発言をする ()) 原則として学生がヒアリング、回答を行う () ○) その他 (最終回のみ学生が主としてヒアリングをするか回答は弁護士がヒアリングを補完したうえでです。その他の回は、弁護士の許可を得て適宜発言などの発言をするが、ヒアリング及び回答の主体は弁護士)	
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無		有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

科目の概要	<p>内容としては、初回のガイダンス (5月頭ごろ開始) と最終回のプレゼンテーション、それ以外は法律相談と聞き取り用紙 (報告書) の起草を6回にわたって行っている。</p> <p>法律相談は、火曜グループ、水曜グループに分かれた上で、約1時間の聞き取りとその後のデブスカッションを18時から21時にかけて行う。時間がオーバーした場合、報告書作成は後日提出という形で扱っている。</p> <p>案件の扱いとして、①相談のみで受任はしない (他の事務所を紹介することもしていない)、②係争中のものは対象から除く、と決めている。これらの点については、相談を受け付ける段階で相談者から同意を得ている。扱う案件は、大学がHP等で募集したの中から担当弁護士教員がセレクトする。相談者の多くは校舎のある駿河台の近隣住民である。相談が不足することはほとんどない。法律相談に先立って学生には事前に概要を知らせることにしており、事前準備がスムーズに行えるように配慮している。</p> <p>成績は最終回のプレゼンテーションをメインとし、報告書の内容も加味しつつ、可・不可のみでない相対評価で行われる。</p>
授業方法	<p>授業全体に占める法律相談、事件活動の割合</p> <p>講義・発表形式が2回、それ以外の6回が法律相談</p>
その他	<p>クリニックの特徴、留意している点など</p> <p>学生は積極的に参加しており、クリニックには好意的である。負担の多さゆえのクリニック廃止論は現在のところ出ていない。</p>
授業方法実施に際しての課題	<p>学生の負担が大きくなりすぎないかという問題はあ。各回3時間の拘束があり、相談に向けての予習及び相談後のレポート作成など負担はそれなりのものであるが、これらの作業はどれも必要ものであるため、学生には何とか頑張ってもらいたいと思っている。</p>

クリニック全国状況調査：調査票

授業方法	
科目の概要	法律相談とその法律相談についてのレクチャーを隔週で、3時間ずつの日程。法律相談（完全予約制で1件1時間で3件）の翌々週に、相談をした教員と同一の教員が、学生が起草したカルテをもとに、事例分析、実務的知識などについてレクチャーをする。相談は、教員がヒアリング及び回答をするが、学生も教員の許可を得て発問することができるようにしている。最終の相談は、学生に主体となってヒアリングをさせ、事情聴取の体験をしてもらうこととしている。レクチャーの際に、適宜、訴状の起草などをさせる場合もある。
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	前述のとおり、半分は法律相談である。事件活動は、一切しない。
クリニックの特徴、留意している点など	数多くの相談事例に触れてもらうことで、事情聴取の難しき、法律相談において弁護士は事実認定をしているものであること、実務が必要とされる知識は広汎なものであることを、実験することができるものとなっている。また、カルテ起草において、単なる想定事例についての設問ではなくことのない、事実についての記載を練習することができ、準備書面などの法律文書の起草のトレーニングともなるうえ、回答を記載する際に、実務的な知識などを調べることとなるので、実務に必要とされる知識の獲得の効果もあるものとなっている。
授業方法実施に際しての課題	ヒアリング能力は、実務家にとって必要不可欠な能力であるので、学生にヒアリングの主体となつてもらうことが望ましいと思われるが、実務知識が乏しいため事案がヒアリングトレーニングの素材として適切なものではない。そこで、教員が事案を見て、学生のヒアリングトレーニングにとって適切なものについては、学生が主体となってヒアリングをすることとしてもよいかとも思われる。
その他	教員（弁護士）が主体となつて法律相談をするものである中で、より多くの学生に、生の事案に触れさせる機会をもつてもらうためには、配当年次を2年次（未修2年、既修1年）からとしても（場合によっては未修1年次）よいものと思われるため、2008年度からは、配当年次を2年次からとする予定である。

大学名	広島修道大学	科目名	クリニック・エクスターナシップ
配当年次	3年次後期集中	単位数	2単位
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合（ ）の選択			
受講学生数（2007年度前期）	0名（未実施）	受講学生数（2007年度後期）	0名
担当教員数	研究者教員（1）名、実務家教員（0）名		
研究者教員の関与の仕方	事前事後の指導、担当弁護士との調整		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
② 事務所名称	()		
③ 登録弁護士	a 専任教員 ()名、非常勤 ()名、教員外 ()名	b 研究者教員 ()名、実務家教員 ()名	
④ クリニック実施のための法律相談所	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
⑤ 相談所名称	()		
⑥ 相談所の具体的なあり方	()		
(学内の演習室を臨時に使用する。職員はいない。)			
取り扱い分野			
民事全般 <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 刑事 <input type="checkbox"/> 特に定めていない <input type="checkbox"/> その他 ()			
除外分野 ()			
学生が関与する内容			
()	法律相談 (1回限りのみ)	()	傍聴のみで原則として発言しない
()	法律相談 (継続相談を含む)	()	弁護士のみで原則として発言しない
()	法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成	()	弁護士のみで原則として発言しない
()	法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	()	原則として学生がヒアリング、回答を行う
()	法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()	その他 ()
()	その他 ()	()	()
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無			
有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	広島大学	科目名	リーガル・クリニック
配当年次	3年	単位数	1単位
必修・選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合(エクスターンシップ) どの選択			
受講学生数 (2007年度前期)	27名	受講学生数 (2007年度後期)	
担当教員数	研究者教員 (6) 名、実務家教員 (4) 名	研究者教員 (6) 名、実務家教員 (4) 名	
研究者教員の関与の仕方	研究者教員6名のうち、弁護士登録をしている者は1名 実務家教員とペアを組んで、相談に同席する。		

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有 無
- ② 事務所名称 () 名、非常勤 () 名、教員外 () 名
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 () 名、実務家教員 () 名
b 研究者教員 () 名、実務家教員 () 名
- ④ クリニック実施のための法律相談所 無
- ⑤ 相談所名称、(リーガル・サービス・センター)
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 (フレハバ施設。職員あり。弁護士による週1回の法律相談を学生が傍聴)

取り扱い分野

- 民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他 ()
- 除外分野 ()

学生が関与する内容

- () 法律相談 (1回限りのみ)
- () 法律相談 (継続相談を含む)
- () 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成
- () 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)
- () 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- () その他 ()

法律相談への学生の関与形態

- () 傍聴のみで原則として発言しない
- () 弁護士の許可を得て適宜疑問などの発言をする
- () 原則として学生がヒアリング、回答を行う
- () その他 ()

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無

- 有 無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

科目の概要

授業方法

クリニック・エクスターンシップについては、弁護士事務所においてエクスターンシップを行い、クリニック部分については、大学において法律相談という形式で実施することとしている。いずれも弁護士のアドバイスを得ながら、実務を体験する実習的な授業科目となっている。弁護士事務所における研修内容の調整、クリニックの実施内容の確認等、全体の調整を研究者教員が行っている。3年次4月の科目履修登録時に、それまでの必修科目をすべて修得しているという履修基準を設けている。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

第1回の事前研修(学内教員)、第2～第10回のエクスターンシップ(広島市内の法律事務所)で1週間、午前9時から午後6時ないし6時頃まで研修)、第11～14回クリニック(学内で弁護士の付き添いのもと法律相談)、第15回まとめ(学内で弁護士、教員とともに)、となる。

クリニックの特徴、留意している点など

「クリニック」は、①市民から相談案件を募り、担当教員が相談案件を選定、②受講生が、あらかじめ書面にされている相談事件の問題点について事前に調査、③相談時間は1時間30分とし、最初に30分程度相談者から事件内容を聴取、④その後、相談者に退席を求め、受講生が解決策を導く、⑤最後に、受講生から相談者に解決策を提示、⑥相談中は、弁護士が視的に付き添い、指導・監督・助言を行う、⑦相談の終了後、弁護士の指導を受け、受講生は検討会を行う、⑧なお、相談者から文書による回答を依頼された場合には、受講生は、文書を作成し、担当弁護士より添削指導を受けた後、文書を相談者に送付する、という方式で行われる。

授業方法実施に際しての課題

クリニック・エクスターンシップについては、意欲も実力もある学生が積極的に参加すべきものと履修指導している。2006年度は2名の履修があったが、2007年度は受講者がいなかった。それは、クリニック・エクスターンシップが必修科目ではなく、また修了所要単位外の扱いであることのため、学生の履修の動機付けが弱いことによると考えられる。

その他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	法政大学	科目名	クリニック
配当年次	2、3年(前期は3年生のみ)	単位数	2 単位
必修・選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修・ <input checked="" type="checkbox"/> 選択必修	選択	※選択必修の場合(ローヤリング、エクスターンシップ等)との選択	
受講学生数(2007年度前期)	26 名	受講学生数(2007年度後期)	30 名
担当教員数	研究者教員(3)名、実務家教員(4)名	研究者教員	研究者教員は全員弁護士登録を行っている。法律相談については、別途、協力弁護士の関与の仕方にもお願いをしているので、同席する教員としない教員とに別れる

法律事務所等について

① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
② 事務所名称	(弁護士法人 法律事務所リエンソ)	
③ 登録弁護士	a 専任教員 (3)名、非常勤 ()名、 aのうち 研究者教員 (2)名、実務家教員 (1)名	
④ クリニック実施のための法律相談所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
⑤ 相談所名称	(法政大学法科大学院 法律相談所・法政大学法科大学院付属 調停センター)	
⑥ 相談所の具体的なあり方	(相談ブース常設 専用の受付電話回線有 専任教員及び協力弁護士が完全予約制で対応)	

取り扱い分野

民事全般・家事・刑事・特に定めていない・その他(除外分野以外は受付)	
除外分野(クレンジット、サラ金に関する相談)	

学生が関与する内容

() 法律相談(1回限りのみ)	
() 法律相談(継続相談を含む)	
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	
() 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	
() 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	
() その他(法律相談(継続相談を含む)同席は、クリニックでなく、「ローヤリング」受講者が対象。調停の申立があった際は、クリニック受講者の中から同席が可能)	

法律相談への学生の関与形態

() 傍聴のみで原則として発言しない	
() 弁護士() 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする	
() 原則として学生がセッティング、回答を行う	
() その他()	

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
---------------------------------------	---

有の場合、どんな場合に請求しますか? 調停センターにて調停が成立した場合。法律相談での請求はなし。

授業方法

- ガイダンス、法律相談ビデオ
- 模擬相談(模擬事例に基づき、学生が相談者・回答者を担当。2人1組で全受講者が行う)
- 相談傍聴(リーガルサービスセンターで行われている弁護士による法律相談を傍聴。2件の傍聴を聞き、感想レポートの提出を求める)
- クリニック
 - 受付票に基づき、相談内容をイメージして、質問事項等を事前検討
 - 学生3名を1チームとして、法律相談を実施。教員2名が同席
- 全体討論会(エクスターンシップ受講者と合同で、経験交流)
- レポート提出

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

学生の負担感とすれば、実習が5割程を占めているのではないかとと思う。

クリニックの特徴、留意している点など

実習は、広島県福山市にて、8月と9月に二回法律相談会を開いて行った(相談案件確保等のため)。

授業方法実施に際しての課題

相談案件の確保

その他

授業方法

1. クリニック科目は、担任制を採用しており、民事系クリニックは、①権利擁護、②市民間紛争、③コンプライアンス、④ADRの4つのクラス、刑事系クリニックは、一つのクラスで展開し、それぞれの特長を生かした授業の展開を行っている。
 2. 例えば、市民間紛争というクリニックでは、次のようなテーマで具体的な事件を取り上げ、事案や問題点の検討をし、事件関係者の話を聞き、あるいは事案を追って起案をしている。すなわち、①リーガル・クリニックの基本的な考え方や取組姿勢、②消費者被害一貫物依存など心理的援助を必要とする事件、③離婚リーガル・カウンセリングとマデイエーション(調停)の実践、④相続-多数当事者の利害調整と法、⑤消費者取引-キヤッチセールスなど消費者被害の構造的性質、⑥けんかなどの身近な不法行為事案-弁護士会ADRの実践から、⑦借地・借家-継続的な信頼関係事件の特質と紛争処理のあり方、⑧相続関係-境界紛争の実情と課題、⑨交通事故-その特徴と実証的対応、⑩請負-建築紛争の特質と対応、⑪成年後見-高齢者をめぐる法律問題、⑫隣接領域とのコラボレーション-社会福祉士との協働、臨床心理士との協働、⑬隣接領域とのコラボレーション-医療関係(医療マデイエーション)の試み)といったテーマである。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

法律相談については、前述したように無料法律相談所で、ローヤリングやクリニック科目の一環として、弁護士に同席する形で実施している。事件活動については、継続中の事件を基本的に取り上げるが、テーマによって、それにふさわしい事件がその時ない場合には、既済事件を取り上げることもある。

クリニックの特徴、留意している点など

クリニックの受講を希望する学生が比較的多いので、一クラスが、7名から8名程度に収まるように留意している。また、基本的に毎週1回授業日を決めて、定期的に集まることとし、また、反面で学生にとって過度の負担にならないようにメリハリを付けて、生の事件に接する機会を設けている。また、内部クリニックであるため、単に、既存の実務を教えるということではなく、理論と実務の架橋に心がけ、どのような実務のあり方が、これから求められているのかを、考えさせる機会にもなるようにしている。また、相談や交渉、ADRの理論やロールプレイについては、ローヤリングで実施しているので、クリニックでは、できるだけ実際的事件を取り上げて、役割分担に心がけて、総合的な学習効果が高まるようにしている。

授業方法実施に際しての課題

授業方法実施に際しての課題としては、やはり、履修期間中に、学生が接するにふさわしい継続的事件をうまく見いだし、どう関わらせるかの工夫が重要なポイントである。また、事件関係者や担当弁護士、あるいは隣接領域の専門家にも、授業にできるだけ来てもらう努力をしているが、毎週の定例日ということが無理な場合もあり、かといって、あまり課外活動の負担が増えないように配慮することが現実的な課題である。また、継続事件の場合、なかなか履修期間中だけでは、最終までに至らず、その後の情報提供や関与のさせ方が難しい点がある。

その他

臨床系科目として、理論やコミュニケーションを中心としたローヤリングと、具体的事件を取り上げるクリニックを有機的に結びつけて、法科大学院ならではの実務教育ができるように心がけたい。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	北海道大学	科目名	ローヤリング・クリニック
配当年次	標準課程2年・長期履修課程3年	単位数	2
必修・選択必修	必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別	※民事裁判実務(1単位)、刑事模擬裁判(1単位)、弁護実務・法文書作成(2単位)、エクスターンシップ(2単位)の中から3単位を選択必修	
受講学生数(2008年度前期)	6名	受講学生数(2007年度後期)	0名(前期開講科目のため)
担当教員数	研究者教員(0)名、実務家教員(1)名	研究者教員	(0)名、実務家教員(1)名
研究者教員との関与の仕方	法律事務所等について		
① クリニック実施のための法律事務所	有	無	
② 事務所名称	()名、非常勤()名、教員外()名	無	
③ 登録弁護士	a 専任教員()名、実務家教員()名	無	
	b 研究者教員()名、実務家教員()名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有	無	
⑤ 相談所名称	()		
⑥ 相談所の具体的なあり方	()		
⑦ 相談所の研究室を使用	()		
民事全般	家事・刑事・特に定めていない・その他()	取り扱い分野	
除外分野	()	学生が関与する内容	
()	法律相談(1回限りのみ)	()	傍聴のみで原則として発言しない
()	法律相談(継続相談を含む)	()	弁護士の許可を得て適宜範囲などの発言をする
()	法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	()	原則として学生がローヤリング、回答を行う
()	法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	()	その他()
()	法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()	
()	その他()	()	
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有	無	
有の場合、どんな場合に請求しますか?			

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	北海道大学	科目名	ローヤリソングクリニック
配当年次	2-3年次	単位数	2 単位
必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
選択			
受講学生数 (2007年度前期)	23 名	受講学生数 (2007年度後期)	5 名
担当教員数	研究者教員 () 名、	実務家教員 (1) 名	
研究者教員の関与の仕方	関与していない		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
② 事務所名称	()		
③ 登録弁護士	a 専任教員 () 名、非常勤 () 名、教員外 () 名	b 研究者教員 () 名、実務家教員 () 名	
④ クリニック実施のための法律相談所	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
⑤ 相談所名称 (札幌弁護士会法律相談センターを借用している)	()		
⑥ 相談所の具体的なあり方 (6月と12月に実施、センター職員が相談受付を行う。)	()		
特記定めていない			
除外分野 () なし ()			
取り扱い分野			
学生が関与する内容			
()	法律相談 (1回限りのみ)	()	傍聴のみで原則として発言しない
()	法律相談 (継続相談を含む)	()	弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
()	法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成	()	原則として学生がフリソング、回答を行う
()	法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	()	その他 ()
()	法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()	
()	その他 ()	()	
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無			
有の場合、どんな場合に請求しますか?		無	

授業方法

【授業の内容と目的】
 ロイヤリソングは、弁護士業務の内容を知り、弁護士業務を進める上で、必要とされる技術を学ぶ。クリニックは、担当教官の指導のもとで法律相談の実習を行う。
 【授業方法】
 ロイヤリソングは、講義と演習を併合して進め、またレポートの提出もある。専門分野については外部講師を予定している。

クリニックは、実際の法律相談を実施する(教員が同席するが学生が主体となって法律相談を受ける)。学生は、相談内容やその結果についてレポートにまとめ、それを素材として全員で検討を行う(レビュー)。
 法曹倫理を終了し、ロイヤリソングを履修した後にクリニックを実施し、法律相談は校舎内に法律相談所を設置して行う。具体的には、2人の学生が1組(主査・副査)となり、担当教員又は協力1人の学生は主査として1回、副査として1回の合計2回、相談を担当することを予定している。レビューについては、相談日から約1週間後に全員出席の上で実施する。相談担当者は主査を中心に相談概要、質疑の要旨、アドバイスの要旨、疑問点などをまとめたレポートを用意し、全員に配布の上報告し、参加者からの質問や意見を受けて討論する。また、相談内容に含まれる法的な論点や判例なども調査する必要がある。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

クリニックの特徴、留意している点など

- ・ 広告(公共交通機関内)を出して、相談者を募集し、応募してきた市民に連絡をとり、相談内容を聴取した上で、採否を決める。
- ・ 相談時間は1時間以上を確保している。
- ・ レビューは、相談担当の学生の司会のもとに行い、ディスカッションをさせる。相談に関連する法律上の論点、判例を調査させる。

授業方法実施に際しての課題

「クリニック」に適した相談を集めること。

その他

特定の法律事務所や、弁護士会の法律相談センターではなく、「自前」で行っており、広報から受付、相談実施までの一連の事務手続きの負担は、それなりに苦勞がある。
 一方で、ローソクルの実務科目として、独自にあるべき姿を追求していくことができるものと考えている。

クリニック全国状況調査：調査票

授業方法	
科目の概要	<p>渋谷パブリック法律事務所の常勤弁護士、2名が本学の担当弁護士として、1人あたり2-3名の学生からなるクラスを設け、1人で最大3クラスを担当する。</p> <p>活動はクラスごとに、法律相談に関与したり、事件を受任した場合には、その後の処理に関連する法律問題の整理や分析、依頼者に対する説明、必要な書類の作成などを行っている。クラスごとに別の相談事例を扱うが、クラス全体で各クラスの担当事件に関して議論を行うこともある。これにより担当しない別の案件にも触れることができることとなっている。</p> <p>5月末か6月くらいに、各大学のすべてのクラスが合同で案件報告や検討内容の報告を行う合同報告会を実施している。</p> <p>また、國學院大学、獨協大学、あるいは東海大学の法科大学院生も交え、各校の代表チームからなる合同の報告会などを最後に開催している。これにより他の法科大学院のクリニック受講生との交流の機会ももち、刺激を受けるといことも期待している。</p>
	<p>授業全体に占める法律相談、事件活動の割合</p> <p>クリニックで利用されるのは、ほとんどが相談事例である。</p> <p>ただ、指定授業時に適当な案件がない場合には、継続中の依頼事件や過去の事件などの題材を利用して検討がおこなわれることもある。</p>
	<p>クリニックの特徴、留意している点など</p> <p>このリーガルクリニックは、学外で実施される臨床法務実務科目の一つであり、ほかにはエクスカーンシップという弁護士事務所への派遣型のものがある。</p> <p>特徴としては、國學院大学内に東京弁護士会により公設事務所として設置された「弁護士法人渋谷パブリック法律事務所」において、四大学が共同で実施しているという点であり、内容的は、法律相談と事件受任型の事件処理が中心である。現状は、民事・家事事件が中心であるが、将来的には刑事もと考えている。</p> <p>定期的に四大学と渋谷パブリック事務所間で合同運営委員会を開催して、適宜、内容や成績評価ならびに研究者教員の参加の程度などを協議している。</p>
	<p>授業方法実施に際しての課題</p> <p>授業方法やその内容等に関しては、現状、四大学および渋谷パブリックによる合同運営委員会において、事件記録の事務所外への持ち出しの問題（守秘義務や情報管理の問題）やら、研究者教員の参加の程度に関して定期的に議論をしているが、まだ対応策なども検討中の段階である。</p> <p>事務所の人的な指導体制の問題もあり、履修可能人数の制限がある。本学からは、現状では12名に枠を制限されているために、学内での選抜が必要となる点である。</p>
	<p>その他</p> <p>現状、四大学と渋谷パブリックが定期的に協議し協力しあいながら進めているので、新しい試みではあるが、スタート前からの協力関係により、単独では実現が難しかったクリニック用の法律事務所の共同運営の体制が整っている点が特徴的なポイントである。</p>

大学名	山梨学院大学	科目名	ローヤリング (後期集中) リーガル・クリニック
配当年次	2年生 (未修2年次/既修1年次)	必修・選択必修 (何との選択必修か)、選択の別	各講義 1 単位
必修・選択必修	選択	※選択必修の場合 () どの選択	
受講学生数 (2007年度前期)	28 名	受講学生数 (2007年度後期)	28 名
担当教員数	研究者教員 (0) 名、実務家教員 (1) 名		
研究者教員の関与の仕方	※山梨県弁護士会所属弁護士の協力を適宜得て講義を実施している。		
	法律事務所等について		
① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	無	
② 事務所名称 (山梨学院大学法科大学院法律事務所			
③ 登録弁護士	a 専任教員 () 名、非常勤 () 名、 b 研究者教員 (1) 名、実務家教員 (2) 名	教員外 () 名	
④ クリニック実施のための法律相談所		有	無
⑤ 相談所名称 ()			
⑥ 相談所の具体的なあり方 ()			
	取り扱い分野		
民事全般	<input checked="" type="checkbox"/>	家事	<input checked="" type="checkbox"/>
		刑事	<input checked="" type="checkbox"/>
除外分野 ()		特に定めていない・その他 (少年・海外・倒産)	
	学生が関与する内容		
()	法律相談 (1回限りのみ)		
()	法律相談 (継続相談を含む)		
()	法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成		
()	法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)		
()	法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般		
()	その他 ()		
	※継続相談となる場合もあるが、その場合対応する弁護士は同一でも学生は異なることになる。		
	法律相談への学生の関与形態	() ※1 傍聴のみで原則として発言しない () ※2 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする () ※1 ローヤリング/※2 リーガル・クリニック () その他 ()	
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	
有の場合、どんな場合に請求しますか?	※意見書等の提出に及び書面回答の場合には実費・応相談		

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	横浜国立大学	科目名	法律相談
配当年次	3年前期 (夏季集中)	単位数	1単位
必修・選択必修・選択	必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別		
受講学生数 (2007年度前期)	8名	受講学生数 (2007年度後期)	0名
担当教員数	研究者教員 (0)名、実務家教員 (4)名)との選択	
研究者教員の関与の仕方	なし		

法律事務所等について

① クリニック実施のための法律事務所	有	<input checked="" type="checkbox"/>
② 事務所名称	()名、非常勤 ()名、教員外 ()名	
③ 登録弁護士	a 専任教員 ()名、実務家教員 ()名	
	b 研究者教員 ()名	
④ クリニック実施のための法律相談所	有	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ 相談所名称	()	
⑥ 相談所の具体的なあり方	()	

取り扱い分野

民事全般	家事	刑事	特に定めていない	その他	()
除外分野	()				

学生が関与する内容

()	法律相談 (1回限りのみ)	()
()	法律相談 (継続相談を含む)	()
()	法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成	()
()	法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	()
()	法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()
()	その他 ()	

法律相談への学生の関与形態	()	傍聴のみで原則として発言しない
	()	弁護士の許可を得て適宜答問などの発言をする
	()	原則として学生がヒアリング、回答を行う
	()	その他 ()

依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>
-----------------------	---	-------------------------------------

有の場合、どんな場合に請求しますか?	()
--------------------	-----

授業方法

■ローヤリング
 子め授業で扱う事例及び事前必読資料を受講生に配布して授業を進める他に、必要に応じて模擬相談や模擬調停を実施し、問題点を洗い出し、個々の受講生は相談メモ及び交渉メモを発表する。また、大学院に併設された法律事務所での法律相談会に、相談者の同意のもと立会い、担当弁護士のレクチャーを受け、レポート提出を行う。(学生1人あたり10件程度の立会い)
 講義5回/法律相談への立会い/夏のローヤリング合宿 (清里高原にて実施) で構成される。実務家として最低限身に付けるべき技能の修得を目的としている。
 ■ローヤル・クリニック
 法科大学院内に設置された法律事務所において、実際に行われている依頼者との相談に主体的に参加する。具体的には相談者の同意のもと弁護士と共同で法律相談 (予約制・無料) を実施し、事実の聞き取りや相談への回答も学生が主体的に行う。相談事件毎にレポートを提出する。学生は1人あたり3件の法律相談を担当することになる。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

「ローヤリング」については既述及び合宿中の講義の時間を除き法律相談がほぼ全体を占める。「ローヤル・クリニック」は相談を中心に構成されるが、更に典型的な相談事例につき模擬調停を実施し、要件事実を用いた事案の整理・当事者の言い分のあり方等につき学ぶ機会も設けている。

クリニックの特徴、留意している点など

受任は行わないが、法律相談をメインとしてクリニックを実施している。既述で扱うような、与えられた事実を真実として取り扱う事案ではなく、生の事件を素材とすることで、その対応・見極め・動機視野を味わい、学ぶことを目的としている。
 留意点として、「自分の知っている理屈に事件を当てはめないこと」、「依頼者視点でものを見るということ」を常に意識すべきことを指導している。生身の人間を相手にしているのだから、その欲することをやむ運力も様々であることを深く自覚した上で、「人を好きになることを忘れないこと」が重要だと考えている。「解決のために必要なものは何か」を見抜く力を養って欲しい。

授業方法実施に際しての課題

- ・ 受講者数が多かった (学年30余名中28名履修) ため、相談会を月1回から2回へ増やした。
- ・ 法科大学院の存在に対する認知度の向上に伴い、相談件数も増加しつつある。
- ・ 将来的には事件の受任ができ、これを解決まで担当する体制 (臨床実践が可能な体制) を整えたいと考えている。そのためには公設型の法律事務所を外部に設け、山梨学院法科大学院修了生の弁護士が同事務所において自己研鑽を積みつつ、学生に向けた指導を行うというモデルの施策を構築することが必要であると考えている。

その他

※法律相談の内訳
 分野別で「相続」「離婚」「クレチナ」がベネト3を占める。
 ※刑事分野
 「刑事法研修」(3年配当) において、山梨県弁護士会所属弁護士の協力を得て、接見から公判まで学生が弁護士と一体となって (弁護士1名に学生2名がつく) 取り組む形式で実施している。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	立命館大学	科目名	リーガルクリニックⅠ(夏季・後期)
配当年次	3年	単位数	各2単位
必修・選択必修	必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別		
受講学生数 (2007年度前期)	36名(集中)	受講学生数 (2007年度後期)	30名
担当教員数	研究者教員(5)名、実務家教員(6)名	研究者教員	(6)名
研究者教員の関与の仕方	履修生全員を対象とする事前研修内の「よくある相談」として、従前の相談事例で多く見られた法律問題につき事例に即した概説を行う。今後より一層の実務家教員との連携が望まれる。		

法律事務所等について

- ① クリニック実施のための法律事務所 有
- ② 事務所名称 ()
- ③ 登録弁護士 a 専任教員 ()名、非常勤 ()名、教員外 ()名
b 研究者教員 ()名、実務家教員 ()名
- ④ クリニック実施のための法律相談所 無
- ⑤ 相談所名称 (リーガルクリニック) ()
- ⑥ 相談所の具体的なあり方 (ロースクール事務室に隣接してクリニック用事務室が設置されている)

取り扱い分野

民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特(指定していない) ・ その他 ()
除外分野 (刑事法を除く。また、訴訟中の事件・公約年金・公的保険等、内容によっては相談を受けられない場合がある。)

学生が関与する内容

- ()) 法律相談 (1回限りのみ)
- ()) 法律相談 (継続相談を含む)
- ()) 法律相談 + 内容証明など簡単な文書の作成
- ()) 法律相談 + 交渉 (裁判手続やADRなどは除く)
- ()) 法律相談 + 調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般
- ()) その他 ()

法律相談への学生の関与形態

- ()) 傍聴のみで原則として発言しない
- ()) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
- ()) 原則として学生がヒアリング、回答を行う
- ()) その他 ()
- ※ 事案に応じ関与の度合いが異なる場合がある。

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無

有 無

有の場合、どんな場合に請求しますか?

授業方法

担当教員が顧問を務めている信用金庫一社と損保会社一社の協力ののもと、各支店に法律相談を募集し、応募があったものの中から教員が適当と認めたものについて法律相談を実施する。
2007年度の法律相談は以下の順序で行われた。
まず、①相談実施前に学生に誓約書を提出させる。その上で、②弁護士1名・学生2名を1ユニットとして、午前2件、午後2件の法律相談を実施する(信用金庫で2件、損保会社で2件)。相談は1件について約1時間程度行われ、学生はそこで初めて相談内容を聞いて対応することになる。そして、③翌日大学において、事例検討会が終日実施される。各学生は、自身が担当した一件の事案についてレポートを作成し、全体に対して報告を行う。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

50% (一日目に法律相談を実施し、二日目に事例の報告を行う)

クリニックの特徴、留意している点など

信用金庫・損保会社をクライアントとしている点が特徴としてあげられる。
平成18年度以前は地元の商店街で相談案件を募集していたが、思うように相談者を集められなかったため、現在の方法に変更した。

授業方法実施に際しての課題

受講者数の確保が課題である。授業内容が新司法試験に直結しないと思われる点に原因があると思われる。

その他

そ

科目の概要

クリニクスの全国状況調査：調査項目

大学名	琉球大学	科目名	クリニク
配当年次	3年前期	単位数	2単位
必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合(エクスターン、ロイヤリング)との選択			
受講学生数(2007年度前期)	10名(その他に非正規2名)	受講学生数(2007年度後期)	0名
担当教員数	研究者教員(0)名、実務家教員(2)名		
研究者教員の関与の仕方	事件処理に必要な場合に個別に指導を受ける程度で、日常的には参加していない。但し、研究者側には、事件を研究対象とする問題関心はある。また、学生は研究者教員の必要性をあまり意識していないようである。		
法律事務所等について			
① クリニク実施のための法律事務所	有	<input type="checkbox"/>	
② 事務所名称	()		
③ 登録弁護士	a 専任教員 ()名、非常勤 ()名、 b 研究者教員 ()名、実務家教員 ()名		
④ クリニク実施のための法律相談所	有	<input type="checkbox"/>	
⑤ 相談所名称	()		
⑥ 相談所の具体的なあり方	()		
取り扱い分野			
民事全般・家事・刑事	特に定めていない	その他()	
除外分野	()		
学生が関与する内容			
() 法律相談(1回限り)	()		
() 法律相談(継続相談を含む)	()		
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	()		
() 法律相談+交渉	()		
(○) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()		
() その他()	()		
法律相談への学生の関与形態	() 傍聴のみで原則として発言しない () 弁護士の許可を得て適宜発言などの発言をする (○) 原則として学生がヒアリング、回答を行う () その他()		
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	<input type="checkbox"/> (受任した場合) 無		
有の場合、どんな場合に請求しますか?	司法支援センターの相談指定場所に指定されたので、費用請求の問題が生じる。		

科目の概要	授業日程としては、全9日間、30コマ分(60時間相当)の研修及び実習が組まれており、夏季集中、後期集中共にカリキュラムは変わらない。 初回講義は事前研修と題してオリエンテーション、法律相談の留意点のレクチャー、ロールプレイを実施する。2回目以降は、法律相談とその後に行う事後研修を各4回実施する。 前半の2回の法律相談では、実務家教員や協力実務家が法律相談を行い、学生はアシスタントを務める。後半の2回の法律相談では、学生が法律相談を行い、実務家教員、協力実務家がそれをサポートする。 各法律相談の後に行う事後研修は、学生が準備した相談のカルテをもとに報告、質疑を行い、担当教員が適宜指導を行う。
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	時間に換算すると、約60% 事前研修5時間、法律相談10時間×4回、事後研修5時間×4回。
クリニクの特徴、留意している点など	特に女性の人権問題に特化した、全国的に見ても画期的なクリニクである。このようなクリニクの性質上、通常の法律相談に比べても、ブライバジーへの配慮が特に必要な事案が予想される。そのため、開講前に「守秘義務講座」「パワー講座」を実施し、相談者に十分な配慮が出来るよう指導している。
授業方法実施に際しての課題	相談日に事務局が閉まっていることがあるなど、法律相談実施に際しての運営面で連携が十分ではなかった。 また、相談時間の間に余裕がなく、次の相談者を待たせしてしまう点、相談者同士が顔を含わせてしまう点は改善すべき課題である。
その他	そ の 他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	早稲田大学	科目名	臨床法学教育(民事)
配当年次	2年生後期・3年生前期	単位数	2単位
必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・選択 ※選択必修の場合()との選択			
受講学生数(2007年度前期)	20名	受講学生数(2007年度後期)	31名
担当教員数	研究者教員(3)名、実務家教員(6)名		
研究者教員 の関与の仕方	実務家教員とペアを組んで証を担当する。研究者教員は弁護士登録をしているので、実務家教員と同様依頼者に対して助言等を行う。		

法律事務所等について

① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	無
② 事務所名称 (弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック)		
③ 登録弁護士	a 専任教員 (12)名、非常勤(0)名、教員外(0)名 b 研究者教員 (8)名、実務家教員 (4)名	
④ クリニック実施のための法律相談所	有	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ 相談所名称 ()		
⑥ 相談所の具体的なあり方 ()		

取り扱い分野

民事全般	・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他 ()
除外分野 (債務整理など、学生の関与が適切でないと思われる案件)	()

学生が関与する内容

() 法律相談 (1回限りのみ)	() 傍聴のみで原則として発言しない、
() 法律相談 (継続相談を含む)	() 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	(○) 原則として学生がヒアリング、回答を行う
() 法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	() その他 ()
(○) 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()
() その他 ()	()

法律相談への学生の関与形態

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
---------------------	---

有の場合、どんな場合に請求しますか?	事件の性質上請求が適当と認められる場合に、例外的に請求することがある
--------------------	------------------------------------

授業方法

法律相談はインターネットで募集する。新聞なども利用している。相談件数の確保に困った時は、司法支援センターから案件を回してもらった。土曜日の午後に相談を実施している。受付管理は、大学事務所が行っている。

学生関与の形態は、学生3~4人を一組とし、教員1名が指導する。相談事件名から、学生が担当案件を選ぶ。一学期あたり6~7件の相談を担当している。

まず学生が相談者から直接に事情聴取し、その段階で回答はしない。相談の模様はビデオ撮影され、別室のモニターで担当学生と教員が議論しながらモニターする。その後相談者に退室してもらい、教員回席で回答する。継続相談となった場合等には、追って書面で回答する。相談には1件あたり1時間くらいをかけている。

クリニックのためのガイダンスは特に行っていない。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

法律相談・事件活動がほとんどである。被産申立を担当した学生の場合には、課外にも時間を使っている。なお、最後にレポートを書かせている。

クリニックの特徴、留意している点など

1年生のときにクラテスマンで基礎を叩き込み、2年後期のローヤリング、3年春休みのエクスターン、その後3年前期にクリニックが履修できるようにしている。

重視していることは、ライブですることの感動。自分が、依頼者から「ありがとう」という言葉をもたらした時の感動を大切にしている。また、依頼者の言うことを分析する力、そして相談のスキルを履修にして欲しいと思っている。なお、学生からは、「3年前期なので、それまでに得た自分の知識をまとめていくのに役立つ」、「話を聞きながら争点を絞っていくプロセス、語の持つ行き方の勉強になった」、「クリニックにより、日頃の勉強の意味が形として種める」などの感想があった。

授業方法実施に際しての課題

ハード面での整備が課題である。今後、学内に法律相談センターを構想している。

その他

米軍との関係上、国際結婚などの問題もある。これらの案件にはアメリカ人弁護士が非常勤でクリニックに参加している。米軍基地近くの沖繩市に、空き店舗街活性化の一環として、相談所の設置を検討している。法律相談センターの恒常的設置も検討している。クリニックの原点として、地域への貢献になることを期待し、研究者教員の参加を確保しながら進めていきたい。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	早稲田大学	科目名	臨床法教育(刑事)
配当年次	2年後期、3年前期	単位数	後期2、前期3単位
必修・選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修	選択	※選択必修の場合()との選択	
受講学生数(2007年度前期)	19名	受講学生数(2007年度後期)	25名
担当教員数	研究者教員(1)名、実務家教員(4)名		
研究者教員	研究者教員が弁護士登録しているので、実務家教員と同様の活動内容となる。		
研究者教員の関与の仕方			

法律事務所等について

① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無
② 事務所名称(弁護士法人早稲田大学リーガルクリニック)			
③ 登録弁護士	a 専任教員(12)名、非常勤()名、教員外()名	b 研究者教員(8)名、実務家教員(4)名	
④ クリニック実施のための法律相談所		有	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ 相談所名称()			
⑥ 相談所の具体的なあり方()			

取り扱い分野

民事全般・家事・ <input checked="" type="checkbox"/> 刑事・特に定めていない・その他()	除外分野()
---	---------

学生が関与する内容

() 法律相談(1回限りのみ)	() 傍聴のみで原則として発言しない
() 法律相談(継続相談を含む)	() 弁護士の許可を得て通言発問などの発言をする
() 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	() 原則として学生がトレーニング、回答を行う
() 法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	() その他(教員の指導のもと、依頼者との接見、事情聴取、現場調査等、弁護団の一員とも呼べる形で主体的に関与)
() 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	
() その他(事件受任およびそれに伴う活動)	

法律相談への学生の関与形態

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>
---------------------	---	-------------------------------------

有の場合、どんな場合に請求しますか?	
--------------------	--

授業方法

科目の概要

初回にオリエンテーションを行い、活動内容や守秘義務等の注意事項を説明する。その後は班単位で行動し、各班平均して4~5件の相談を受ける(ただし、たとえば大がかりな訴訟事件を担当している班には新規の法律相談を割り振らないなど、柔軟に対応している)。
法律相談においては、事前に概要を知らされた担当学生が事前調査を行った上で、30分~1時間程度相談者への聴取を行う(担当教員はあくまでも補充的に質問をするにとどまる)。その後、一旦相談者に相談室を退出していただき、教員と学生全員で回答すべき内容を協議する。その結果、その場で回答して終了する場合もあれば、追加調査が必要と判断して継続案件とする場合や、受任する場合もある。受任した案件については、担当者が中心となって各期終了まで解決に向けて尺力することになるが、未解決のものは後継の班に引継ぐ。
また、法律相談とは別に、月一度教員・受講者全員を集めて「カンファレンス」を実施している。ここでは、各班が扱った事件を報告させ、総練中の案件については適切な解決方法について参加者全員で議論を行っている。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

初回のオリエンテーション、月一度のカンファレンス、最終回の報告会以外は、すべて法律相談及びそれへの対応に充てている。そのため、時間に換算すれば、9割以上を法律相談と事件活動に費やしているといつてよい。

クリニックの特徴、留意している点など

学生が主体となって法的紛争の解決を図ることを特に重視している。そのため、法律相談は学生に質問・回答を行わせており、一連の書面作成(内容証明・訴状・準備書面等)も、担当教員の添削の下で学生に行わせている。その他にも、現地調査や弁論準備手続、裁判についても、可能な限り学生を同席させている。
このように学生を事件に深く関与させる以上、学生にはオリエンテーション及び各回の法律相談において守秘義務の遵守を厳しく指導しており、誓約書の提出も義務付けている。

授業方法実施に際しての課題

- ・ ホームページなどで随時新規の法律相談を募集しているが、適当な相談が集まらず、班によっては十分な事件数をこなすことができないことがある。
- ・ 負担が大きいためとして学生から履修を敬遠されがちであったため、現在はタイムシートを作成させて作業時間に目安を設ける(学期を通じて90時間以内)、特定の班の負担が過重にならないような案件の配分を行う、等の手段によって改善を図っている。

その他

その他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	早稲田大学	科目名	臨床法学教育(家事)
配当年次	2年次後期・3年次前期	単位数	各2単位
必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
(共通) 選択 (実務基礎系)			
受講学生数(2007年度前期)	6名	受講学生数(2007年度後期)	6名
担当教員数	研究者教員(2)名、実務家教員(1)名		
研究者教員の関与の仕方	弁護士資格を持っているので、実務家教員との違いはなく全般		

法律事務所等について

① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無
② 事務所名	()	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック	()名
③ 登録弁護士	a 専任教員 (12)名、非常勤 ()名、	b 研究者教員 (8)名、実務家教員 (4)名	教員外 ()名
④ クリニック実施のための法律相談所	有	無	()
⑤ 相談所名称	()	()	()
⑥ 相談所の具体的なあり方	()	()	()

取り扱い分野

民事全般	<input checked="" type="checkbox"/>	家事	<input checked="" type="checkbox"/>	刑事	<input checked="" type="checkbox"/>	特に定めていない	その他	()
除外分野	()	()	()	()	()	()	()	()

学生が関与する内容

()	法律相談(1回限りのみ)	()	傍聴のみで原則として発言しない
()	法律相談(継続相談を含む)	()	弁護士の許可を得て適宜差問などの発言をする
()	法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	(○)	原則として学生がヒアリング、回答を行う
()	法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	()	その他()
()	法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()	()
()	その他()	()	()

法律相談への学生の関与形態

依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	無
---------------------	---

有の場合、どんな場合に請求しますか?	()
--------------------	-----

授業方法

当番弁護士制度を利用し、派遣依頼があった事件について、弁護士教員の指導監督のもとで事件処理に主体的に関与する。具体的には、法律で許容される範囲内で、接見(一般)、関係者への面接等諸調査、不起訴処分に向けての諸活動、準抗告申立等の書類作成、起訴された場合の公判準備活動も行う。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合
ほぼ100% (なお、所轄警察署の協力のもと、第1回授業でオリエンテーションを行う)

クリニックの特徴、留意している点など

- 指導教員の指導監督のもと、学生が主体的に弁護人として考え、決断し、行動することをセット一としている。
- 実務家教員と研究者教員の双方が同一事件に関与する。
- 学生4名につき教員1名の少人数指導が特徴である。
- 地域の警察署とも連携している。

授業方法実施に際しての課題

- 学生の活動範囲に限りがある(接見、記録閲覧、公判立会など)。
- 学生にとっての負担がやや大きい(時間的拘束など)。単位数を活動時間と見合うものに改善するなどの対策が望まれる。

その他

特になし。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	早稲田大学	科目名	臨床法学教育(労働)
配当年次	2年後期, 3年前期	単位数	2 単位
必修、選択必修(何との選択必修か)、選択の別			
選択			
受講学生数(2007年度前期)	4 名	受講学生数(2007年度後期)	3 名
担当教員数	研究者教員(1)名、実務家教員(1)名	研究者教員も弁護士登録をして、訴訟などで代理人となっている。	
研究者教員の関与の仕方			

法律事務所等について	
① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
② 事務所名称 (弁護士法人 早稲田大学リサーチクリニック)	
③ 登録弁護士	a 専任教員 (12)名、非常勤()名、教員外()名 b 研究者教員(8)名、実務家教員(4)名
④ クリニック実施のための法律相談所	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
⑤ 相談所名称 ()	
⑥ 相談所の具体的なあり方 ()	

取り扱い分野	民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ <input checked="" type="checkbox"/> その他(労働除外分野) ()
学生が関与する内容	() 法律相談 (1回限りのみ) () 法律相談 (継続相談を含む) () 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成 () 法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く) () 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般 () その他 ()

法律相談への学生の関与形態	() 傍聴のみで原則として発言しない () 弁護士の許可を得て適宜答問などの発言をする () 原則として学生がヒアリング、回答を行う () その他 ()
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無	有
有の場合、どんな場合に請求しますか?	実費のみ

授業方法	学生は法律相談の主體的関与と受任事件の補助的関与に分かれる。法律相談の主體的関与には、予め設定した相談日(月1回の土曜又は2回の木曜)に、2名ずつ編制したグループ毎に、特定の申込み事件について複数の弁護士教員の指導の下に学生自身が30~40分程度事情聴取し、その後来談者には待合室で待っていたり同程度の時間回答内容について学生と教員が協働し、その後来談者に再度入室してもらって同程度の時間回答内容について学生教員が補充的に回答し解説するというプロセス。約1時間半から2時間を要する。弁護士教員が受任した調停・審判・訴訟事件について、個別事件毎に学生を割り当て、担当学生を裁判所に同行させて、訴訟事件の場合は傍聴室で傍聴させ、調停・審判事件は待合室で待機させて当事者や裁判所の対応等を学びさせる。調停室や審判廷で学生が傍聴できないことが、問題となっている。学生は訴状・答弁書・準備書面・調停や審判の申立書・答弁書を起草する。離婚事件・離婚給付事件・子の監護事件・遺産関係事件が多い。
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	ほぼ100%
クリニックの特徴、留意している点など	学生が紛争当事者から直に事情や意見を聞き、当事者の悩みに触れることによって法曹へのモチベーションを高める 生きた事件の流れを実感することによって手続法の理解に寄与する 実体法上の問題点を検討することによって民法・商法の理解を深める
授業方法実施に際しての課題	相談案件や受任事件を確保する方策の開拓
その他	司法試験に役立たないとして学生の一部にクリニックを敬遠する傾向にあることへの対策の必要性

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	早稲田大学	科目名	臨床法学教育 (外国人)
配当年次	3年次	単位数	2 単位
必修、選択必修 (何との選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・ <input checked="" type="checkbox"/> 選択 ※選択必修の場合 ()との選択			
受講学生数 (2007年度前期)	(後期のみ実施)	受講学生数 (2007年度後期)	8 名
担当教員数	研究者教員 (1) 名、実務家教員 (1) 名		
研究者教員 の関与の仕方	臨床法学教育の目的の学生への周知。出入国管理法および難民法についての概要を、受講生に解説。依頼人への聞き取りへの同席。		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	
② 事務所名称 (早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所)			
③ 登録弁護士	a 専任教員 (12) 名、非常勤 () 名、教員外 () 名 b 研究者教員 (8) 名、実務家教員 (4) 名		
④ クリニック実施のための法律相談所	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑤ 相談所名称 ()			
⑥ 相談所の具体的なあり方 ()			
取り扱い分野			
民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない・ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (外国人の在留に関わる法律問題・難民認定申請等に特化した専門法クリニックである。)			
除外分野 ()			
学生が関与する内容			
() 法律相談 (1回限りのみ)	() 傍聴のみで原則として発言しない		
() 法律相談 (継続相談を含む)	(○) 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする		
(○) 法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	() 原則として学生がヒアリング、回答を行う		
() 法律相談+交渉 (裁判手続やADRなどは除く)	() その他 ()		
() 法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()		
() その他 ()	()		
法律相談への学生の関与形態			
依頼者 (相談者) に対する費用請求の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
有の場合、どんな場合に請求しますか?	実務家教員が受任している事件について、学生が履行補助者として作業するので、当該受任事件についての報酬は実務家教員が受領。		

授 業 方 法
<p>事務所にくる法律相談または実務家教員のもとにきた事案からクリニックに通切な事案を選定する。具体的には、一学期で終了が見込まれるものが望ましい。労働分野の場合、労働審判に適する事案を中心に取り上げる。</p> <p>法律相談は、授業 (16 時半より、相談者の都合によっては、18 時より) 中に、担当者 (通常 2 名) が中心に行い (出席は、教員、学生全員)、教員が必要に応じて補足する。事案の概要を聞いた後、いったん、相談者に待合のロビーで待機してもらい、回答内容を討論する。その後、回答の上、相談者が受任を望むのであれば、受任する。その後は、労働審判の申立書、証拠の整理、証拠説明書の作成を学生が行い、教員が確認した上で、提訴する。これまでの実績では、労働審判においても、学生の傍聴が許されることが多い。</p>
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合
ほぼ 100%
クリニックの特徴、留意している点など
<p>実際の事案を取り上げ、学生に弁護士業務の全般を体験できるようにしている。</p> <p>労働審判、地裁、高裁といった事件があり、前期は、証人尋問の準備も学生が担当した。</p> <p>学生がオーバーワークにならないように、タイムシートを作らせ、比較的時間の余裕のあるときに、休みをとらせている。</p>
授業方法実施に際しての課題
一番の問題は、適切な事案の確保である。
そ の 他
労働事件の場合、着手金はともかくも、成功報酬をもらっても良いような事案もある。今後の検討事項である。

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	早稲田大学	科目名	臨床法学教育（ジェンダー）
配当年次	3年生前期・後期	単位数	2単位
必修・選択必修（何との選択必修か）、選択の別			
必修	選択必修	選択必修の場合	どの選択
受講学生数（2007年度前期）	3名	受講学生数（2007年度後期）	0名
担当教員数	研究者教員（1）名、実務家教員（1）名	研究者教員	毎回の法律相談に立ち合い、学生への指導を行っている。
研究者教員の関与の仕方			

法律事務所等について

① クリニック実施のための法律事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
② 事務所名称	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック	
③ 登録弁護士	a 専任教員（12）名、非常勤（ ）名、教員外（ ）名 b 研究者教員（8）名、実務家教員（4）名	
④ クリニック実施のための法律相談所	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
⑤ 相談所名称	（ ）	
⑥ 相談所の具体的なあり方	（ ）	

取り扱い分野

民事全般 ・ 家事 ・ 刑事 ・ 特に定めていない ・ その他（ジェンダーに基づく差別・暴力）
除外分野（ ）

学生が関与する内容

（ ） 法律相談（1回限りのみ）	（ ）
（ ） 法律相談（継続相談を含む）	（ ）
（ ） 法律相談＋内容証明など簡単な文書の作成	（ ）
（ ） 法律相談＋交渉（裁判手続やADRなどは除く）	（ ）
（ ○ ） 法律相談＋調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	（ ）
（ ） その他（ ）	（ ）

法律相談への学生の関与形態
※該当するもの1つに○をおつけください。

（ ） 傍聴のみで原則として発言しない	（ ）
（ ） 弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする	（ ○ ）
原則として学生がヒアリング、回答を行う	（ ）
（ ） その他（ ）	（ ）

依頼者（相談者）に対する費用請求の有無

有 無

有の場合、どんな場合に請求しますか？

（ ）

授業方法

この臨床法学教育科目は、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。担当者の宮川は、アメリカの移民法・難民法を専門分野とする研究者であり、渡邊は日本における外国人・難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。この研究者教員と実務家教員のコラボレーションにより、アカデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内実施、難民認定基準の問題等について、学生は実務家教員の指導監督を受けながら、現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。

具体的には、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し、裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について、実務家教員の指導を受ける。この作業の中で、依頼人の語る生の事実から、法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養い、異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。受講学生は、現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法・難民法の現行制度について、研究者教員および実務家教員との議論を通して、制度改善の理論的課題や政策提言をまとめることが期待される。

授業全体に占める法律相談、事件活動の割合

外国人依頼者に対する事情聴取は、授業時間のほぼ3分の1である。事情聴取に基づく陳述書、意見書等の書類作成が同じく3分の1、事案についての指導教員と討論が同じく3分の1という時間配分である。

クリニックの特徴、留意している点など

外国人依頼者が中心となっているので、法律問題だけでなく、外国人の出身国情報や、言語的、文化人類学的な情報の把握も活動内容となっていることが、本クリニックの特徴であるといえる。異文化環境における法律家としての活動能力の養成に留意するとともに、外国人・難民に関わる現行法制度の改革のための視点を育成することに留意している。

授業方法実施に際しての課題

その他

クリニック全国状況調査：調査票

大学名	早稲田大学	科目名	臨床法学教育(知財)
配当年次	3年生前期・後期	単位数	2単位
必修・選択必修(同士の選択必修か)、選択の別			
必修・選択必修・ <u>選択</u> ※選択必修の場合()との選択			
受講学生数(2007年度前期)	名	受講学生数(2007年度後期)	4名
担当教員数	研究者教員(2)名、実務家教員(3)名		
研究者教員の関与の仕方	初回のガイダンス、中間報告、最終報告に参加		
法律事務所等について			
① クリニック実施のための法律事務所	有	<input checked="" type="checkbox"/>	
② 事務所名称	()名、非常勤()名、教員外()名		
③ 登録弁護士	a 専任教員()名、実務家教員()名 b 研究者教員()名、 <input checked="" type="checkbox"/>		
④ クリニック実施のための法律相談所	有	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑤ 相談所名称	()		
⑥ 相談所の具体的なあり方	()		
取り扱い分野			
民事全般・家事・刑事・特に定めていない・その他(特許案件、著作権案件)除外分野()			
学生が関与する内容			
()	法律相談(1回限りのみ)	()	傍聴のみで原則として発言しない
()	法律相談(継続相談を含む)	()	弁護士の許可を得て適宜発問などの発言をする
()	法律相談+内容証明など簡単な文書の作成	()	原則として学生がヒアリング、回答を行う
()	法律相談+交渉(裁判手続やADRなどは除く)	()	その他()
()	法律相談+調停その他のADR、訴訟など弁護士が行う業務全般	()	
()	その他()	()	
依頼者(相談者)に対する費用請求の有無			
<input checked="" type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
有の場合、どんな場合に請求しますか?			
担当弁護士の案件に同席するため、通常通り請求する。			

科目の概要	ジェンダーに基づく差別に焦点をあてて、法律相談活動を行っている。
授業方法	
授業全体に占める法律相談、事件活動の割合	
授業方法実施に際しての課題	大学の媒体の広報では相談者の来訪が少ないので、弁護士教員の個人的なネットワーク、女性NPO、男女共生センター等を通じて、クリニックに適切な事件を開拓していく必要がある。
クリニックの特徴、留意している点など	当事者のプライバシーへのよりきめ細かい配慮や、心的外傷を負っている当事者への支援のあり方など、さらに検討を重ねる必要がある。
その他	2008年度前期(受講者2名)は、以下の法律相談を受けた。 ①県立高校非常勤講師(女性)の雇い止めの相談、相手方への文書作成 ②離婚合意書の公正証書作成 ③近隣トラブル(子どものいたずらが原因で隣家から執拗な嫌がらせを受ける) ④裁判での和解離婚後、養育費の支払が遅延しているため、その督促手続

授 業 方 法	科 目 の 概 要
<p>受講者は、担当実務家教員の所属する異なる特色を持った計3つの法律事務所と官庁（特許を扱う法律事務所、著作権を扱う法律事務所、特許庁審判部）を訪問し、それまで学んできた法理論が実務でどのように用いられるのかについてそれぞれの視点から学び、体感する。</p> <p>2つの法律事務所では、学生はクライアントとの打ち合わせに立ち会い、都合が付かない場合は、資料に目を通した上で実務家教員と議論を行う。規模の小さい案件では、学生は打ち合わせに参加し自ら発問することもあるが、クライアントとの打ち合わせに同席することとまることがある。</p> <p>特許庁審判部では、学生は、審判実務の概要について事前に学習し、係属中の審判案件につき当該特許の無効事由の有無について議論した上で、最終的には拒絶査定不服審判の審決の起案も行う。</p>	<p>授業全体に占める法律相談、事件活動の割合</p> <p>初回のガイダンス、中間報告、最終報告以外は、担当実務家教員の事務所等で法律相談に関与する。</p>
<p>クリニックの特徴、留意している点など</p> <p>知的財産クリニックは、事件の性質上、大学附属公益法律事務所（弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック）で事件処理を行うことは困難である。そのため、実際の事件を素材に教員の指導の下で事件処理を仮想的に行う方法（シミュレーション）と、外部の委託先（法律事務所・官公庁）に学生を派遣して実務を体験させる方法（エクスカーション）とを有機的に結合させることで、当クリニックの目的である「学生が実社会の中で生きた法を学び、法律家の任務の意義と社会的責任の重さの体得すること」を実現している。</p>	<p>授業方法実施に際しての課題</p>
<p>特許法律事務所と特許庁での実務研修と、大学教室での研究を併用したクリニックとして、準備のための時間を含めてかなり内容がハードになりがちである。</p> <p>また、教育内容を質を考慮すると、学生の受け入れ人数にも限界を設けざるを得ない。</p>	<p>そ の 他</p>

<臨床法学セミナー>

*** 既 刊 ***

- 第1号 広島大学における臨床法学教育 2008年1月刊
- 第2号 1. 北海道大学における臨床法学教育 2008年2月刊
2. 大学附設法律事務所の課題
- 第3号 一橋大学における臨床法学教育 2008年3月刊
- 第4号 新潟大学における臨床法学教育 2008年3月刊
- 第5号 シンポジウム「法曹技能の鍛錬とコミュニケーション」 2008年9月刊
- 第6号（臨時増刊） 臨床法学会全国クリニック調査報告書 2009年4月刊

臨床法学セミナー 第6号（臨時増刊）
 2009年4月10日 発行
 〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1
 早稲田大学臨床法学教育研究所
 発行人 宮川成雄
 <Rinshohoken-jim@list.waseda.jp>